

J A たじまのご紹介

JAたじまについて

JA（農業協同組合）とは？

JAとは Japan Agricultural Co-operatives（日本の農業協同組合）の略で、農業協同組合（農協）のイメージを象徴する愛称として1992年4月から使用しています。

JA（農協）は、人々が連帯し、助け合うことを意味する「相互扶助」の精神のもとに、組合員農家の農業経営と生活を守り、よりよい地域社会を築くことを目的としてつくられた協同組合です。

この目的のためにJAは、組合員の農業経営・技術指導や生活についてのアドバイスを行うほか、生産資材や生活に必要な資材の共同購入を行ったり、農産物を共同で販売したり、農業生産や生活に必要な共同利用施設の設置などを行っています。また、貯金の受け入れや融資を行う信用事業や万が一の場合に備える共済事業などさまざまな事業や活動を行っています。

さらに最近では、高齢者福祉活動や学童農園への支援、ファーマーズマーケットなど地域社会とのつながりを強める活動に取り組んでいます。

JAの組合員資格には、正組合員（農家）と准組合員があります。このため、農家でない人でも、それぞれのJAで定めた加入手続きに従い、出資金を払い込めば准組合員として組合員資格を得てさまざまな事業を利用することができます。近年は農家でない人の加入が増え、准組合員が組合員全体の約5割を占めています。

現在、JAは全国のほとんどの地域で組織され、さまざまな事業や活動を行っています。

詳しくはJA全中のホームページをご覧ください。

<http://www.zenchu-ja.or.jp/>

JAたじまとは？

JAたじまは、兵庫県北部の但馬地域を事業エリアとする農業協同組合です。平成13年に但馬地域の4JAが合併して発足しました。これまでの略歴については90ページを参照ください。

JAたじまが行っている主な事業は次の通りです。

- ・ 営農資材や生活に関する資材などの購買
- ・ 但馬で生産された農・畜産物の販売
- ・ 生産物の加工や保管施設の運営
- ・ 農業生産や農業経営に関する指導など
- ・ 組合員の暮らし全般に関する事業
- ・ 信用事業（貯金・貸出金・その他金融サービス）
- ・ 共済事業（保険事業）

また、これらの事業の他にも、JAたじまの子会社として

- ・ (株)ジェイエイ葬祭 (葬祭事業)
- ・ (株)ジェイ・アクロス (自動車販売・整備および給油事業)
- ・ (株)ジェイエイサポート (料金收受・清掃・宅建事業・人材派遣)

の3社があり、組合員や多くの地域の皆さまにご利用いただいております。

JAたじまの各事業の詳細については、27ページからの『JAたじまの主な事業の内容』をご覧ください。

系統組織

JAは下図のように県段階と全国段階で「系統組織」をつくり、組合員・地域の皆さま方に様々なサービスを提供しています。

JA系統組織概略図



経営理念

J Aは、協同組合の精神である「一人は万人のために、万人は一人のために」（相互扶助）を合言葉に農業従事者が協同の力で経済的・社会的地位の向上を図ることを目的につくられました。現在、全国のJ Aはこの協同組合の精神に基づき、次のようなJ A綱領を定め基本理念としています。

J Aたじまは、このJ A綱領を「経営理念」として位置づけています。

J A綱領 —わたしたちJ Aのめざすもの—

わたしたちJ Aの組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主・自立・参加・民主的運営・公正・連帯等）に基づき行動します。そして、地球の視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織として社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは

1. 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
1. 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
1. J Aへの積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
1. 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、J Aを健全に経営し信頼を高めよう。
1. 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追及しよう。

シンボルマーク・ロゴタイプについて

J Aグループでは、下記のシンボルマークを共通に使用しています。



J Aグループのシンボルマークです。

このマークは、「ゆるぎない大地」「日本の国土」をイメージとして、安定感のあるデザインとなっており、三角形は「自然」、Aの部分は「人間」を表し、左端の球は「農業の豊かさ」、さらに「人間の和」を象徴しています。そして、緑色は「自然環境」と「成長」を表しています。

また、J Aたじまでは、ロゴを下記のとおり定めています。

J Aたじま

J Aたじまのロゴタイプは、安心感をイメージさせる「ゴシック体」をベースに作成しています。

中期計画の基本方針（スローガン）と取り組み方針について

J Aたじまでは、平成 23 年度から中期計画「Plan 2013」に取り組んでいます。この「Plan 2013」では、J Aたじまは「たじまに生きる たじまを活かす」を基本方針（スローガン）として活動を行っていくこととしています。

また 3 年間の課題を 3 点にまとめ、これらの課題を達成するため、基本方針に基づいた様々な施策を平成 25 年度までの間に取り組むこととしています。

< J Aたじまの中期計画基本方針（スローガン） >

たじまに生きる たじまを活かす

J Aたじまでは、中期計画「Plan 2013」の基本方針（スローガン）を「たじまに生きる たじまを活かす」とします。

この言葉には、J Aたじまが「但馬に根ざした活動を通して地域とともに発展していきたい」、「但馬にあるすべての人・自然・資源を生き活きとさせていきたい」という思いが込められています。

これからの 3 年、農業や組合員のくらしをとりまく環境は、厳しさが増すことが見込まれます。この厳しさに向かうため、コウノトリとの共生にみられるような、但馬の素晴らしい自然環境を守りながら、協同の力で但馬の人々が元気になるような取り組みをすすめることとします。

< 4 つの課題とその取り組み方針 >

但馬の農力を活かした 持続可能な農業の展開

但馬の農業を持続可能なものとするため、但馬の農業が持つ力、「農力」を活かした活動に取り組みます。地域の特色を活かした営農振興と生産基盤の強化をはかるとともに、ファーマーズマーケットの開設など販売活動の強化につとめます。

「農力」とは.....

農業が持つ、地域に活力を与える能力を「農力」と呼ぶこととします。
但馬で行われている、自然環境と共生する農業は、地域色豊かな農畜産物を生み出すだけでなく、環境を保全する力や、くらしや文化を豊かにする力を持ち、地域に活力を与えています。J Aたじまでは、そのような「農力」を活かした活動で持続可能な農業の展開に取り組みます。

くらしを支える活動の展開

組合員・地域の方々が明るく元気に暮らせるよう、事業活動を通じて、皆様のくらしを支える活動に取り組みます。相談機能を強化するとともに、くらしの安全や健康を守る活動の充実につとめます。

地域とのきずなを深めた魅力ある J A 活動の展開

組合員が参加・参画した J A づくりをすすめるとともに、協同活動や農業の理解者を増やすため、地域とのつながりを深める活動に取り組みます。また、健全経営と一層の経営基盤の強化に取り組みます。

経営管理について

経営管理態勢

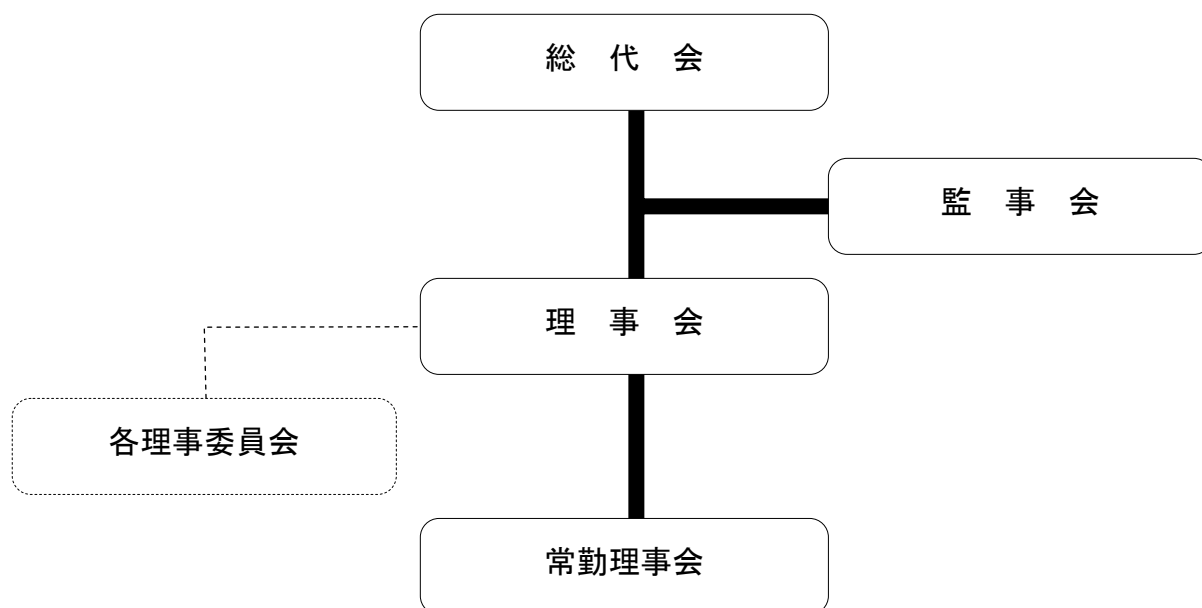
J Aたじまは、協同組合としての開かれた組織運営を行うとともに、経営管理態勢の適切な構築・運営を経営の最重要課題のひとつと位置づけています。

協同組合は組合員の総意によって決まる平等な「人の結合体」であることから、J Aたじまにおいても正組合員の代表者で構成される「総代会」を最高の意思決定機関としています。この総代会における決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

さらにJ Aグループ全体でも、透明性の高い信頼される経営を実現するため、監査体制の充実に取り組んでいます。内部管理態勢の構築とともに、内部監査・監事監査体制の充実や、全国監査機構による外部監査の強化などを行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の代表者からなる役員候補者推薦会議の決定を経て、公正な選挙手続きにより選任されています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

経営管理体制の構造（機構図は巻末に掲載しています）



リスク管理の状況

リスク管理態勢

■ リスク管理の方針

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、認識すべきリスクの種類や管理態勢と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。また、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理態勢の充実・強化につとめています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店金融部に融資審査課を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。さらに、貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化につとめています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益の確保及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築につとめています。とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的を開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、定期検査等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する態勢を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備えています。

法令遵守態勢

■コンプライアンス基本方針

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組んでいます。

■コンプライアンス運営態勢

企業倫理の欠如や法令遵守の欠如がもたらした不祥事に対し、社会一般の評価は厳しさを増しています。JAたじまは、協同組合としての基本的使命と社会的責任を負っているなかで、法令遵守はもとより、社会的規範の遵守の徹底が求められています。このため、コンプライアンスは当然の責務であり、コンプライアンス委員会、コンプライアンス統括部署を設置し、全役職員が協同組合としての民主的運営や社会的責任、さらに使命にもとづく行動の徹底につとめており、以下の項目に取り組んでいます。

- ① コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画である、コンプライアンス・プログラムにもとづき、進捗管理、役職員教育、啓蒙を行っています。
- ② 各部署にコンプライアンスの責任者と担当者を配置し、コンプライアンスの浸透した職場風土の醸成につとめています。
- ③ 人事ローテーションを適正に実施し、不正防止につとめています。
- ④ 組合員・利用者からの苦情などに適切に対応します。
- ⑤ 情報開示のため、ディスクロージャー誌を各事務所に備え置き、利用者がいつでもみられるようにしています。

金融ADR制度への対応

■苦情処理措置の概要

当組合では、お客様により一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、下記の要領でJAバンクに関するご相談および苦情等を受け付けております。

- ① 相談・苦情等の申し出があった場合、これを誠実に受け付け、迅速かつ適切に対応するとともに、その対応について、必要に応じて組合内で協議し、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。
- ② 相談・苦情等への対応にあたっては、お客様のお気持ちへの配慮を忘れずに、できるだけお客様にご理解・ご納得いただけるよう努めます。
- ③ 受け付けた相談・苦情等については、定期的に当組合経営陣に報告するとともに、組合内において情報共有化を推進し、苦情処理の態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用します。
- ④ 兵庫県農業協同組合中央会が設置・運営する兵庫県JAバンク相談所でも、JAバンクに関するご相談・苦情をお受けしております。公平・中立な立場でお申し出をうかがい、お申し出者のご了解を得たうえで、ご利用の組合に対して迅速な解決を依頼します。

※信用事業に関するご相談窓口は下記の通りです。

当組合のJAバンク相談・苦情等受付窓口

各支店

金融部 事務管理課

電話番号：0796-24-6644

コンプライアンス統括室

電話番号：0796-24-6607

受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

兵庫県JAバンク相談所

電話番号：078-333-6670

受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

■紛争解決措置の内容

苦情などのお申し出については、当組合が対応いたしますが、お客さまが外部の紛争解決機関を利用して解決を図ることを希望される場合は、紛争解決措置として次の弁護士会を利用できます。

※兵庫県弁護士会紛争解決センター（電話：078-341-8227）

※東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

※第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）

※第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）

※横浜弁護士会紛争解決センター（電話：045-211-7716）

※山梨県弁護士会民事紛争処理センター（電話：055-235-7202）

※新潟県弁護士会示談あっせんセンター（電話：025-222-3765）

※愛知県弁護士会紛争解決センター（電話：052-203-1777）

※京都弁護士会紛争解決センター（電話：075-231-2378）

※広島弁護士会仲裁センター（電話：082-225-1600）

※愛媛県弁護士会紛争解決センター（電話：089-941-6279）

※福岡県弁護士会紛争解決センター（電話：092-741-3208）

仙台弁護士会紛争解決支援センター、山形県弁護士会示談あっせんセンター

埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター、富山県弁護士会紛争解決センター

静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター、総合紛争解決センター（大阪府）

岡山弁護士会岡山仲裁センター、鹿児島県弁護士会紛争解決センター

まずは当JAの窓口または兵庫県JAバンク相談所（電話：078-333-6670）にお申し出ください。※印のある弁護士会については、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

■共済ADR制度への対応

■苦情処理措置の概要

当組合では、ご利用の皆さまにより一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、下記の要領で共済事業にかかる相談・苦情等を受け付けております。

※ 「相談・苦情等」とは、共済事業にかかる相談・苦情・紛争等に該当するものをいいます。

- ① ご利用の皆さまからの相談・苦情等については、当組合の本支所等で受け付けます。
- ② 相談・苦情等の申し出があった場合、当組合はこれを誠実に受け付け、ご利用の皆さまから申し出内容・事情等を充分聞き取る等により、当該相談・苦情等にかかる事情・事実関係等を調査します。
- ③ 当組合は相談・苦情等については、迅速かつ適切に対応するとともに、その対応について組合内で協議し、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。
- ④ 当組合は、ご利用の皆さまからの相談・苦情等への対応にあたっては、できるだけご利用の皆さまにご理解・ご納得いただけるよう努めます。
- ⑤ 受け付けた相談・苦情等については、定期的に当組合経営者層に報告するとともに、組合内において情報共有化を推進し、苦情処理の態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策として活用します。

ご利用の皆さまからの相談・苦情等については、まずは当組合がお受けいたします。

なお、JA共済相談受付センターでは、相談・苦情等のほか、JA共済全般に関するお問い合わせもお電話で受け付けております。

※共済事業に関するご相談窓口は下記の通りです。

当組合のJA共済相談・苦情等受付窓口	各支店	
	共済部 保全課	電話番号：0796-24-6606
	コンプライアンス統括室	電話番号：0796-24-6607
	受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）	
JA共済相談受付センター	電話番号：0120-536-093	
	受付時間：午前9時～午後5時（土日・祝祭日及び12月29日～1月3日を除く）	

■ 紛争解決措置の内容

ご利用の皆さまからの相談・苦情等については、当組合が対応いたしますが、ご納得のいく解決に至らず、中立的な外部機関を利用して解決を図りたいと申し出があった場合は、当組合は苦情の申し出内容により次の外部機関をご紹介します。

また、その外部機関の標準的な手続の概要等の情報をご提供いたします。

- | | |
|--------------------|------------------------|
| (社) 日本共済協会 共済相談所 | (電話：03-5368-5757) |
| (財) 自賠償保険・共済紛争処理機構 | (電話：本部 03-5296-5031) |
| (財) 日弁連交通事故相談センター | (電話：本部 03-3581-4724) |
| (財) 交通事故紛争処理センター | (電話：東京本部 03-3346-1756) |

内部監査態勢

当ＪＡでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善につとめています。また、内部監査は、本店・支店・営農生活センターのすべてを対象とし、年度毎の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知し、さらに監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

ＪＡバンク・セーフティネットについて

ＪＡバンクは、全国のＪＡ・信連・農林中央金庫（ＪＡバンク会員）で構成するグループの名称です。組合員・利用者の皆さまに、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、ＪＡバンク会員の総力を結集し、実質的にひとつの金融機関として活動する「ＪＡバンクシステム」を運営しています。

当ＪＡの貯金は、ＪＡバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との２重のセーフティネットで守られています。さらに、当ＪＡの貯金は、ＪＡバンク兵庫として組合員・利用者の皆さまにより大きな“安心”を提供するために構築された「兵庫県版ＪＡバンク・セーフティネット」によっても守られています。

■「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、ＪＡバンク全体としての信頼性を確保するための仕組みです。ＪＡバンク法（農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）に基づき、「ＪＡバンク基本方針」を定め、ＪＡの経営上の問題点の早期発見・早期改善のため、国の基準よりもさらに厳しいＪＡバンク独自の自主ルール基準（達成すべき自己資本比率の水準、体制整備など）を設定しています。また、ＪＡバンク全体で個々のＪＡの経営状況をチェックすることにより適切な経営改善指導を行っています。

■貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

■兵庫県版ＪＡバンク・セーフティネット

ＪＡバンク兵庫では、組合員・利用者の皆さまに、より大きな“安心”を提供するため、「兵庫県版ＪＡバンク・セーフティネット」を構築しています。兵庫県内のＪＡは、ＪＡバンク兵庫としてレベルの高い健全性を維持するために、全国水準を上回る、本県独自のルールにより取り組んでいます。

社会的責任について

社会貢献活動への基本的な考え方

J Aたじまは、J A綱領にも掲げられているとおり「農業と地域社会に根ざした組織」として事業活動を行っています。特に平成 20 年度からは、中期計画の基本方針（スローガン）に「たじまに生きる たじまを活かす」を設定しました。これは、J Aが農業と地域社会に根ざした組織であることを改めて確認するとともに、J Aの社会的責任・役割・影響を考え地域社会への貢献をはかりながら、すべての事業に取り組むことを宣言したものです。この基本方針（スローガン）は平成 23 年度からの中期計画「Plan 2013」でも継続されており、普段から様々な媒体に掲げ、常に社会的責任を意識しながら事業活動に取り組んでいます。

さらに、J Aたじまは事業以外においても地域社会の中で様々な役割を担っていることから、『社会の公器』としての一面も併せ持っているものと認識しています。そのため、J Aたじまのあらゆる活動については社会的な責任があり、事業活動以外においても地域社会に貢献する活動を行う必要があるものと考えています。このようなことからJ Aたじまでは積極的に社会貢献活動に取り組んでいます。またJ Aたじまだけでなく、系統組織ともあわせて様々な社会貢献活動に取り組んでいます。

J Aたじまが行う社会貢献活動は、大きくわけて「役職員参加型」と「組合員参加型」の 2 種類がありますが、J Aたじまでは「組合員参加型」の社会貢献活動を特に力を入れて取り組むようにしています。J Aは利用者でもある組合員によって構成される組織であることから、組合員が参画した事業活動を行っています。社会貢献活動についても同様に組合員が参画した活動に取り組むようにしています。この「組合員参加型」の社会貢献活動は、他の一般企業が行う社会貢献活動と異なり、J Aたじまの社会貢献活動の特長となっています。組合員は自分の居住する地域の支店や所属する部会などをおして、企画段階から参画することができるようになっています。J Aたじまでは、この社会貢献活動を「地域ふれあい活動」として、但馬各地で地域に根ざした多様な活動を行っています。

■ 地域ふれあい活動について

「地域ふれあい活動」とは、但馬各地にあるJ Aの支店を単位に、組合員や地域の皆様と役職員が一緒になって「地域活性化に寄与する活動をJ Aに集まって実施しよう！」と取り組んでいる活動を言います。

J Aたじまは、中期計画「Plan 2013」の柱の一つに「地域とのきずなを深めた魅力あるJ A活動の展開」を掲げていますが、この具体的な活動の一つとして、「地域ふれあい活動」を位置づけています。

地域ふれあい活動は、支店を中心とした地域の組合員が集まって企画・実施していることが最大の特長です。J Aたじまの支店には、支店管内の組合員で構成される「支店運営委員会」があります。この委員会で組合員の皆様からの様々なアイデアが出され、そのアイデアなどをもとに、地域イベントへの参加や、J A単独での行事開催、ボランティア活動など、様々な活動が行われています。平成 22 年度の具体的な活動については次ページをご覧ください。

《 日高西支店が「神鍋山に水仙を植えよう運動」に参加しました 》



日高西支店は、地域活性化の役に立てばと、地元の区長会や観光協会が企画した「神鍋山に水仙を植えよう運動」にボランティアで参加しました。支店運営委員8名と職員は、移植ごてを手に、地元の住民らと約1時間半にわたって作業を行い、約14,000個の球根を植えつけました。同支店の支店長は、「地域の活性化と地元の役に立てばと思い、地域とのふれあい活動の一環として全職員で参加した。来年の春には、きれいな花が見られることを期待している」と話していました。

《 生野支店が感謝祭を開催。地域の憩いの場となりました 》



生野支店は、支店前駐車場で「ふれあい感謝デー」を開催しました。地域の憩いの場となり、組合員、地域住民の親睦を深めてもらおうと支店運営委員や農協委員、農協総代、年金友の会員が実行委員となって企画しました。会場では、地元の朝市による野菜や地元の加工グループによるみそなどの加工品の販売をはじめ、骨粗しょう症の健診や栄養指導などが行われました。また、来店者には紅白もちや鍋を振る舞い、多くの来場者でにぎわいました。

来店者の一人は、「鍋を食べながら、知人と会話がはずみ、楽しい一時を過ごせた」と。実行委員長の秋山重喜さんは、「みんなとても楽しそうだった。生野支店が組合員や地域住民のより所になるようこれからも続けていきたい」と話していました。

《 養父統括部が「食育フェア」で「おむすびコンテスト」を開催しました 》



地元産業の活性化をめざし、養父市と同市内の企業が協催した「養父市産業フェア」が開催されました。養父統括部は、地元食材の魅力を知ってもらおうと、同フェア内で、市と協催し、「養父市食育フェア」を開催し、地元食材を使った「おむすびコンテスト」を開催しました。応募数 32 点の中から、書類審査で合格した 9 点が持ち寄られ、味やアイデア、見栄えなどが審査されました。会場には、養父市特産の「朝倉さんしょ」や但馬全域の特産「たじまピーマン」、「但馬牛肉」などを使って、工夫あふれるおむすびが並び、フェアを盛り上げました。この他にも、市内特産物の紹介や即売を行い、多くの来場者でにぎわいました。

《 浜坂支店が居組海岸の清掃活動を行いました 》



浜坂支店では、職員と支店運営委員が参加して、美方郡新温泉町の居組海岸で清掃活動を行いました。支店では、「世界ジオパーク」の認定に向け、少しでも貢献したいと 2 年前に海岸の清掃活動を始めました。年々参加者が増え、この日は職員の家族も参加して、清掃作業を行いました。

参加者は、火箸とごみ袋を持ち歩き、砂浜やテトラポットの間などから、約 1 時間かけて、2 トントラック 1 台分のごみを回収しました。浜坂支店の支店長は、「世界ジオパークに認定されてうれしい。今後はこの景観が維持できるよう、清掃活動を続けていきたい」と話していました。

